

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町1-3-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

平成7年主な税制改正点

Q：平成7年度の税制改正点のポイントを簡単にまとめて教えてください。

A：主な改正点は次のとおりです。

[土地税制]

- ・個人土地譲渡益課税の軽減
個人の5年超の長期保有土地の譲渡益にかかる分離課税の税率を4000万円以下の部分について32.5%（国税25%地方税7.5%）とする。
- ・地価税の軽減対象拡大
条例に基づく附置義務駐車場のうち、公共性の高いものについて、地価税の課税価格に算入する金額を2分の1とする。
商業ビル周辺などの歩行者用空地の評価額を3分の2にする。
- ・固定資産税の負担調整措置拡充の臨時特例
地価下落に対応するため、7、8年度に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置を講ずる。

[個人向け租税特別措置]

- ・住宅取得促進税制の適用条件を限定
年間所得合計の上限を3000万円から2000万円に引き下げる。

[法人向け租税特別措置]

- ・「特定対内投資事業用資産の割増償却制度」など5項目を廃止する。

[その他]

- ・懸賞金付き定期預金の懸賞金課税
懸賞金品を利子に係る課税と同様に20%の源泉分離課税の対象とする。

